

国立大学法人鳴門教育大学外国人客員研究員就業規則

平成16年 4 月 1 日

規則第 25 号

改正 平成17年 3 月 14日規則第 22 号
平成19年 3 月 23日規則第 12 号
平成28年 3 月 23日規則第 11 号
平成28年12月 6 日規則第 19 号
令和 2 年 3 月 11日規則第 3 号
令和 4 年 9 月 14日規則第 30 号
令和 7 年 6 月 1 日規則第 16 号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人鳴門教育大学職員就業規則（平成16年規則第23号。以下「就業規則」という。）第3条の規定に基づき、国立大学法人鳴門教育大学（以下「本学」という。）に雇用された外国人客員研究員の就業に関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において「外国人客員研究員」とは、地域連携センターにおいて共同研究等に参画させるため、本学が1年以内の契約期間を定め招へいし、常時勤務を要する研究員として雇用する者をいう。

(適用範囲)

第3条 この規則は、外国人客員研究員に適用する。

(権限の委任)

第4条 学長は、この規則に規定する権限の一部を理事又は事務局長等に委任することができる。

(法令との関係)

第5条 この規則に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）その他の関係法令及び諸規程の定めるところによる。

(遵守遂行)

第6条 本学及び外国人客員研究員は、それぞれの立場でこの規則を誠実に遵守し、その実行に努めなければならない。

第2章 任免

第1節 採用

(採用)

第7条 外国人客員研究員の採用は、選考によるものとする。

2 外国人客員研究員の採用に関し必要な事項は、別に定める「国立大学法人鳴門教育大学外国人客員研究員に関する規程」による。

(雇用期間)

第8条 外国人客員研究員の雇用期間の終期は、採用日の属する年度を超えることができない。

2 継続して雇用する外国人客員研究員の雇用期間の終期は、発令日の属する年度の範囲内で定めなければならない。

(勤務条件の明示)

第9条 学長は、外国人客員研究員の採用又は雇用の更新に際しては、採用又は雇用を更新しようとする外国人客員研究員に対し、あらかじめ、次の事項を記載した文書を交付するものとする。

- (1) 給与に関する事項
- (2) 就業の場所及び従事する業務に関する事項
- (3) 労働契約の期間に関する事項
- (4) 始業及び終業の時刻、所定勤務時間を超える勤務の有無、休憩時間、休日並びに休暇に関する事項
- (5) 退職に関する事項

(提出書類)

第10条 外国人客員研究員は採用に際し、次の各号に掲げる書類を学長に提出しなければならない。ただし、学長が提出を要しないと認めた場合は、第2号から第4号に定める書類の提出は要しないものとする。

- (1) 誓約書
- (2) 履歴書
- (3) 資格に関する証明書
- (4) その他学長が必要と認める書類

2 前項の提出書類の記載事項に異動があったときは、そのつど速やかに、学長に届け出なければならない。

第2節 退職及び解雇

(退職)

第11条 外国人客員研究員は、次の各号の一に該当するときは、退職とし、外国人客員研究員としての身分を失う。

- (1) 退職を願い出て学長から承認されたとき。
- (2) 雇用期間が満了し、雇用契約を更新されなかったとき。
- (3) 死亡したとき。

(自己都合による退職手続)

第12条 外国人客員研究員は、自己の都合により退職しようとするときは、退職を予定する日の30日前までに、学長に文書をもって願い出なければならない。

2 前項の願いがあった場合、業務上特に支障のない限り、これを承認するものとする。

(当然解雇)

第13条 外国人客員研究員が次の各号の一に該当するに至ったときは、解雇する。

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられた場合
- (2) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した場合

(その他の解雇)

第14条 外国人客員研究員が次の各号の一に該当する場合には、解雇することができる。

- (1) 勤務成績が著しくよくない場合
- (2) 心身の故障のため職務の遂行に著しく支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) 第24条の規定に基づき、就業規則第49条第1項第4項に規定する懲戒解雇とするに足りる事由が生じた場合
- (4) その他必要な適性を欠く場合

2 経営上又は業務上やむを得ない事由による場合は、所定の手続により解雇することができる。

(解雇制限)

第15条 第13条及び前条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する期間は解雇しない。ただし、第1号の場合において療養開始後3年を経過しても負傷又は疾病がなおらず労基法第81条の規定によって打切補償を支払う場合はこの限りでない。

- (1) 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のために休業する期間及びその後30日間
- (2) 別に定める産前産後の期間及びその後30日間

(解雇予告)

第16条 第13条及び第14条の規定により職員を解雇する場合は、少なくとも30日前に本人に予告をするか、又は平均賃金の30日分以上の解雇予告手当を支払う。

(退職後の責務)

第17条 退職又は解雇された者は、在職中に知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(退職証明書)

第18条 学長は、退職又は解雇された者が、退職証明書の交付を請求した場合は、遅滞なくこれを交付する。

2 前項の証明書に記載する事項は次のとおりとする。

- (1) 雇用期間
- (2) 業務の種類
- (3) その事業における地位
- (4) 給与
- (5) 退職の事由（解雇の場合は、その理由）

3 証明書には前項の事項のうち、退職又は解雇された者が請求した事項のみを証明するものとする。

第3章 給与

(給与)

第19条 外国人客員研究員の給与について、その決定、計算、支払方法、その他必要な事項については、別に定める「国立大学法人鳴門教育大学外国人客員研究員に関する規程」による。

第4章 服務

(服務)

第20条 外国人客員研究員は、就業規則第4章に定める服務に関する事項を遵守しなければならない。

第5章 勤務時間、休日、休暇及び休業

(勤務時間、休日及び休暇)

第21条 外国人客員研究員の勤務時間、休日及び休暇に関する必要な事項については、別に定める「国立大学法人鳴門教育大学職員の勤務時間、休暇等に関する規程」を準用する。

（育児休業等）

第22条 育児休業、出生時育児休業又は育児時間（以下「育児休業等」という。）に関する必要な事項については、別に定める「国立大学法人鳴門教育大学の任期を定めて雇用する職員の育児休業等に関する規程」を準用する。

（介護休業又は介護時間）

第23条 介護休業又は介護時間（以下「介護休業等」という。）に関する必要な事項については、別に定める「国立大学法人鳴門教育大学の任期を定めて雇用する職員の介護休業等に関する規程」を準用する。

第6章 雑則

（その他の事項）

第24条 研修、職務発明等、賞罰、安全衛生、女性、出張、福利・厚生、災害補償に関する事項については、就業規則第6章から第13章に定める内容を準用する。

第7章 退職手当

（退職手当）

第25条 外国人客員研究員には、退職手当を支給しない。

第8章 規則の解釈等

第26条 この規則の解釈又は運用上の疑義が生じた場合には、学長がその都度定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年6月1日から施行する。